

副

28.5.-2(月)

平成28年 4月26日



損害賠償請求事件

原 告 神戸市湾岸開発株式会社
被 告 松 岡 秀 昌
外 1 名

準 備 書 面 1

神戸地方裁判所 第5民事部 3A係 御中

被告松岡秀昌訴訟代理人

弁 護 士 荒 尾 幸

(受取人)



弁 護 士 石 田 慎



被告松岡の主張

1. 原告の主張

本件における原告の主張は、次のとおりである。

①原告と訴外奥村組土木興業との間で報酬金を1億7500万円とする本件準

委任契約が成立した。

②上記報酬金1億7500万円のうち2500万円の支払については、被告松

岡からの提案により、原告から被告中島興業を経由して訴外板谷に支払うこと

とし、原告は訴外奥村組土木興業から分割して支払われた2500万円を

訴外板谷に支払われるものと信じて被告中島興業に送金し、訴外板谷への支払を同被告に委託した。

③にもかかわらず、被告中島興業は上記委託の趣旨に背いて原告から送金を受けた 2540万1600円を訴外板谷に支払うことなくこれを領得した。

④上記②及び③は両被告の不法行為に当たる
というものである。

2. 原告の上記①ないし③の主張はいずれも事実無根の主張であり、それを認めるに足りる証拠も全くなく、およそ不法行為成立の余地はない。

しかしながら、②の主張に関し、甲4の通帳に訴外奥村組土木興業から原告への送金の事実が記帳されており、原告はこの点を捉えて巧みに事実のすり替えを行っているので、念のため説明と反論をしておきたい。

(1) 訴外奥村組土木興業は、生コンプレント基礎工事に加えて、平成14年4月頃、中部国際空港の生コン供給事業に用いられる骨材を船積みした船舶の同空港建設予定地における運航管理業務、具体的には岸壁での船舶の綱取り業務（接岸・離岸時の船舶のロープのやりとり）と荷下ろし荷揚げに際し汚した岸壁の清掃業務（以下合わせて「綱取り業務」という。）を4社JVから請け負い、これを、生コンプレント基礎工事（訴外奥村組土木興業が4社JVから最初に請け負った工事）を施工した被告中島興業に引き続き発注する運びとなつた。

しかるところ、中部国際空港の生コン供給事業を円滑に進め他からの妨害を受けるおそれを避けるため、「神戸市湾岸開発株式会社」と記した看板を現場事務所に掲示していたことなどから、訴外奥村組土木興業は原告に月額5万円（税込み5万2500円）を支払うこととなつた。

そして、契約関係は、訴外奥村組土木興業が原告に本件綱取り業務を発注しては至りません。
原告がこれを被告中島興業に下請発注する、請負代金額は、原告と被告中島興業間の下請代金を月額90万7200円（税込み）とし、これに上記に述べた

5万2500円を加えた月額95万9700円を訴外奥村組土木興業と原告間の請負代金とすることとし、支払いは、訴外奥村組土木興業は原告の銀行口座宛に毎月95万9700円を送金して支払い、この送金を受けた後、原告は被告中島興業に下請代金90万7200円（税込み）を支払うこととしたのである。

(2) 上記に従い、平成14年4月から綱取り業務の終了した平成16年10月まで、訴外奥村組土木興業から原告の銀行口座宛に月額95万9700円が支払われ、原告はこの中から被告中島興業に対し毎月90万7200円の下請代金を支払ってきたものである（なお、訴状添付送金一覧表では原告は最終送金日を平成16年9月としているが、誤りである。訴外奥村組土木興業の原告に対する最終送金日は同年12月10日であり、原告の被告中島興業に対する最終送金日も同年12月10日である。訴外奥村組土木興業と原告との支払条件は月末締めの翌々月10日払いであり、同年12月10日の送金は同年10月末締めの支払分である）。

被告中島興業は上記期間中、本件現場に人員を常置させて綱取り業務を行ってきたのであり、同被告が原告から受けた上記支払は、その対価として支払を受けたものであって、不法領得などでは決してない。*不知、事実否*）

甲4の預金通帳に記載されている訴外奥村組土木興業からの毎月の振込金額「95万9175円」（95万6700円から振込手数料525円を控除したもの）は以上によるものであり、この入金直後に現金で出金されている「90万7200円」は、原告から被告中島興業への綱取り業務の下請代金として支払われたものにほかならない。

(3) 以上のとおり、原告主張の不法行為が成立する余地は全くない。

以上